

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性と公正性を確保する効果的なコーポレート・ガバナンス体制の構築により、多様な利害関係者との適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たすことが、長期的・持続的な企業価値向上に資するものと考えます。

当社は「監査役設置会社」の統治形態を採用しており、この枠組みの中で経営の効率性を確保しつつ監督・監視機能の実効性を高めるため、取締役会・監査役会を中心とした経営統治機能の整備を進め、経営者の報酬・後継者の選定・内部統制・リスク管理等の諸問題に対処しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	23,734,000	6.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	22,127,700	5.78
全国共済農業協同組合連合会	11,002,700	2.87
日本生命保険相互会社	10,448,963	2.73
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	7,258,869	1.90
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	6,104,053	1.59
明治安田生命保険相互会社	5,969,412	1.56
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-SSD00	5,532,700	1.45
BNPパリバ証券株式会社	4,391,000	1.15
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	4,354,800	1.14

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

大株主の状況は2014年12月31日現在の状況です。

なお、同日付現在で大株主の状況に記載の他に当社が保有する自己株式32,283,465株(割合8.43%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
塩谷 隆英	他の会社の出身者										○	
浜口 友一	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塩谷 隆英	○	塩谷隆英氏は、公益財団法人労働科学研究所の理事長を務めています。公益財団法人労働科学研究所は当社初代社長大原孫三郎氏により、事業経営の健全化、労働する者の福利の増進および社会福祉の向上発展に資することを目的として1921年に設立されました。当社はCSR活動の一環として、その研究活動への支援のため、維持会費の支払いを行っています。2013年度における当社から同公益財団法人への支払額は、同公益財団法人の事業活動収入の1%未満です。	経済企画庁等における経済行政などの豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的な立場から経営に有用な意見・提言をいただくことを期待し、社外取締役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断したため、独立役員として指定しています。
浜口 友一	○	――	株式会社エヌ・ティ・ティ・データの経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識をもとに、コーポレート・ガバナンスの一層の向上に資する有用な意見・提言をいただくことを期待し、社外取締役として選任しています。また、一般株主

			と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しています。
--	--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	経営諮問会議	7	0	2	0	4	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	経営諮問会議	7	0	2	0	4	1	社内取締役

補足説明

社長の業務執行に関して法令遵守、株主権保護、経営の透明性確保の視点から助言する諮問機関として、経営諮問会議を設置しています。現在の同会議は7名の常任メンバーを置き、企業経営や企業法務に豊富な経験を持つ社外有識者4名、社内取締役2名（会長、社長）とその他1名（相談役）で構成されており、議長は社内取締役（会長）が務めています。同会議は原則として年2回開催し、重要な経営方針や経営課題、社長の進退、後継者候補、報酬等に関し社長への助言を行います。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	5 名
監査役の実数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、監査内容の報告を受けるほか、監査計画・実施状況等について情報を共有しています。監査役は、内部監査を担当する業務監査室から定期的に監査内容の報告を受けるほか、監査計画・実施状況等について情報を共有しています。また監査役は、グループ各社の監査役で構成し定期的に開催されるグループ監査役連絡会に出席するとともに主要な子会社の監査役を兼任し、これを通じて各社の情報を把握しています。

社外監査役の実任状況	選任している
社外監査役の実数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤本 美枝	弁護士													○
岡本 吉光	他の会社の出身者													○
名倉 三喜男	他の会社の出身者													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤本 美枝	○	——	弁護士活動を通じて得られた企業法務に関する豊富な経験と高度な専門的知見を有していることから、社外監査役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しています。
岡本 吉光	○	同氏は、過去に当社の取引先である住友三井オートサービス株式会社(旧住銀オートリース株式会社)の取締役を務めておりました。2013年度における当社と同社との取引額は、同社の売上高の0.1%未満です。	金融機関における豊富な経験と経営全般にわたる幅広い見識を有し、他の企業での社外監査役としての実績を有していることから、社外監査役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しています。
名倉 三喜男	○	同氏は、過去に興和不動産株式会社の代表取締役社長を務めておりました。2014年度における当社と同社との取引はありません。	金融機関における豊富な経験と幅広い見識を有し、他の企業での社外監査役としての実績を有していることから、社外監査役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

- (1) 業績連動型報酬制度の導入…従前の取締役賞与金に代わるものとして2006年7月より業績連動型の報酬を導入し、当社の企業価値向上へのインセンティブを強化しました。また、業績向上による業績連動型報酬の増額等に対応するため、2012年6月22日開催の当社第131回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額450百万円以内から年額800百万円以内(うち社外取締役分は年額100百万円以内)に改定することが決議されました。
- (2) 業績連動型報酬の算定方法…短期業績インセンティブとして、前年度の連結当期純利益実績額に一定の係数を乗じて算出した金額を社長の業績連動型報酬の額とし、これを基準として役位別の指数により按分したものを業績連動型報酬としています。なお、社外取締役には上記算出方法による業績連動型報酬は支給していません。
- (3) ストックオプション制度の導入…当社取締役について2006年7月に退職慰労金制度を廃止し、これに代わるものとして当社業績向上に対する取締役の意欲や士気を高めていくことを目的としてストックオプション制度を導入しました。当制度によるストックオプション報酬は、取締役報酬の限度額とは別枠の90百万円を限度額とするもので、新株予約権の総数として年間120個(新株予約権の目的となる普通株式の数として年間60千株)を上限に付与しています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

前項(3)のストックオプション制度とは別に当社グループに対する経営参加意識を高め、業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的に2002年10月、2003年10月および2010年10月に実施しました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

開示状況に関する詳細は以下のとおりです。

・有価証券報告書においては、役員区分ごとの報酬等の総額、金銭報酬等の種類別報酬額および対象となる役員の員数、並びに役員報酬等の決定方法等を開示しています。

(ご参考)2015年3月27日 第134期有価証券報告書52ページ(コーポレートガバナンスの状況等)

http://www.kuraray.co.jp/ir/library/pdf/securities/134_y.jp.pdf

・事業報告においては、社内取締役および社外取締役の別に各々の報酬の総額および役員の員数を開示しています。

(ご参考)第134回定時株主総会招集ご通知17ページ(役員の報酬等の総額)

http://www.kuraray.co.jp/ir/presentation/pdf/meeting_134_01.jp.pdf

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法は以下のとおりです。

役員の報酬は、長期的・持続的な企業業績および企業価値の向上を実現させることの対価であるという基本的な認識・方針のもと、職責に見合う報酬水準および報酬体系となるよう設計しています。

・役員報酬の種類

取締役報酬は金銭報酬(役位別定額報酬と業績連動型報酬)とストックオプション報酬により構成されています。

・役員報酬総額の限度額

2006年6月28日開催の当社第125回定時株主総会および2012年6月22日開催の当社第131回定時株主総会において、当社の取締役の報酬総額限度額について次のとおり決議されています。

〈1〉取締役の報酬額 年額800百万円以内 第131回定時株主総会決議

〈2〉取締役に対するストックオプション報酬額(〈1〉とは別枠) 年間90百万円以内 第125回定時株主総会決議

・役員報酬等の算定方法

取締役会の授權を受けた社長は、上記総額限度額の範囲内で、取締役会の定める一定の基準に基づき、各取締役の報酬を決定しています。種類別報酬の算定方法は以下のとおりであり、基準となる社長の報酬は、社外の有識者を中心とする経営諮問会議に諮った上で決定しています。役位別定額報酬:社長の役位別定額報酬を基準とし、これに役位別に定められた指数を乗じて算出した金額を基本として各役位別定額報酬としています。

業績連動型報酬:短期業績インセンティブとして、前年度の連結当期純利益実績額に一定の係数を乗じて算出した金額を社長の業績連動型報酬の額とし、これを基準として役位別の指数により按分したものを各取締役の業績連動型報酬としています。なお、社外取締役には上記算定方法による業績連動型報酬は支給していません。

ストックオプション報酬:中・長期的なインセンティブとして、1株あたり行使価格1円のストックオプション(行使期間を退任後一定期間に限定)を付与するものです。付与個数は、役位別に定める基準額をもとに決定しています。

(ご参考)2015年3月27日第134期有価証券報告書52ページ(コーポレートガバナンスの状況等)

http://www.kuraray.co.jp/ir/library/pdf/securities/134_y.jp.pdf

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に対し、定例および臨時の取締役会の議案を事前に配布し説明を行うことで、情報の共有化を図っています。社外取締役については、総務部秘書グループのスタッフ(3名)がその活動を補佐しています。

また、社外監査役を含む監査役の職務を補助するため専任の監査役スタッフを置き、監査活動に必要な情報の収集・提供などのサポートを行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)取締役会と業務執行機関

取締役会(月1回以上開催)は、取締役会規則を定めて法定事項を含む経営上の重要事項を審議決定するとともに、業務執行の監督にあたります。取締役会による機動的な経営の意思決定を図るため、取締役の定員は12名以内と定め、株主に対する責任を明確化するためその任期を1年としています。現任の取締役は12名、うち2名は経済・金融・経営等に豊富な経験と幅広い見識を有する社外取締役を任用し、独立した第三者の立場から経営の監督機能を担っています。

なお、当社と社外取締役との間には、人的、資金的、または取引関係その他の重要な利害関係はありません。

・塩谷隆英氏については、経済企画庁等における経済行政などの豊富な経験と幅広い見識をもとに、社外取締役としての客観的な立場から経営を監督し、有用な意見・提言を行っています。

・浜口友一氏については、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識をもとに、コーポレート・ガバナンスの一層の向上に資する有用な意見・提言をいただくなど、社外取締役として経営を監督し、有用な意見・提言を行っています。

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。取締役会で選任された社長は、業務執行の最高責任者として、当社グループの全組織における業務執行を総理します。当社の各組織における業務執行は、取締役会で選任され、社長の権限を委譲された執行役員(任期1年)がこれを行います。執行役員はカンパニー、事業部および主要職能組織の長の職位に就き、執行責任と業績に対する結果責任を負います。これにより取締役としての経営意思決定・監督の責任と、業務執行上の責任とを明確に分離しています。なお一部の取締役は執行役員を兼務しています。社長は経営会議(原則として月2回開催)のほか各種会議・委員会を設置し、グループの経営方針・執行に関する重要事項について審議・答申させます。

(2)監査役会と内部監査

監査役は5名とし、うち過半数の3名は独立した社外監査役が占めており、また、男性4名・女性1名の構成としています。現在の監査役は5名、うち3名は金融・法務・経営等に豊富な経験と幅広い見識を有する社外監査役を任命し、独立した第三者の立場から監査機能を担っています。

なお、当社と社外監査役との間には、人的、資本的、または取引関係その他の重要な利害関係はありません。

- ・ 藤本美枝氏については、弁護士活動を通じて得られた企業法務に関する豊富な経験と高度な専門的知見をもとに、当社の社外監査役として監査を実施しています。
- ・ 岡本吉光氏については、金融機関における豊富な経験、経営全般にわたる幅広い見識および他の企業での社外監査役としての実績をもとに、当社の社外監査役として監査を実施しています。
- ・ 名倉三喜男氏については、金融機関における豊富な経験と幅広い見識および他の企業での社外監査役としての実績をもとに、当社の社外監査役として監査を実施しています。

監査役は取締役会など重要な会議に出席するほか、主要な文書の閲覧、業務状況の聴取などの調査を通じ、取締役の職務遂行を監査します。監査役会は原則として月1回開催します。

監査役は、会計監査人であるあらた監査法人、および内部監査を担当する業務監査室(8名)より監査内容の報告を受けるほか、監査計画・実施状況等について情報を共有しています。また監査役は、主要な子会社の監査役を兼任し、適宜子会社監査を実施するとともに、グループ各社の監査役で構成し定期的に開催されるグループ監査役連絡会に出席し、これを通じて各社の情報を把握しています。

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 会計監査の状況

当社会計監査人であるあらた監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。また、同監査法人は業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないような措置を自主的にとっています。なお2014年12月期の事業年度において、会計監査人の業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかわる補助者の構成は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員: 小林 昭夫(継続監査年数 2年)/ 塩谷 岳志(継続監査年数 2年)

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名、会計士補等 6名、その他 8名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は豊富な経営経験・専門的知見を有した社外監査役を含む「監査役設置会社」制度を採用しており、同じく客観的な立場から経営に有用な意見・提言を行う社外取締役の選定とあわせた現状の体制により、経営の公正性と透明性が確保されると認識しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日の3週間前の早期発送を原則としている。第134定時株主総会(3月27日開催)においては3月5日に発送。
集中日を回避した株主総会の設定	他社の株主総会が集中しない3月に開催。
電磁的方法による議決権の行使	2007年6月20日開催の第126回株主総会より電磁的方法による議決権の行使を採用。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	(株)ICJ(インベスターズ・コミュニケーション・ジャパン)の運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用が可能。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知を英訳し、自社ウェブサイトと議決権電子行使プラットフォームに掲載している。
その他	株主総会の模様(動画映像)を当社ウェブサイトにて翌日配信している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2007年に作成・公表した。現在は自社ウェブサイトで開示している。 http://www.kuraray.co.jp/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回説明会を実施している。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回開催し、説明会に参加できない遠隔地域の投資家や個人投資家との情報格差をなくすため、質疑を含めた説明会の模様(動画映像)を当社ウェブサイトにて即日配信している。(英語版も配信)	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	原則として年3回実施(欧州1回、米国1回、アジア1回)	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、有価証券報告書(四半期報告書)、適時開示資料、プレスリリース、決算説明会の動画配信及び説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株式情報等のほか、投資家の利便性を考慮して配当方針、過去の業績データ(エクセル)、当社を分かりやすく説明したコンテンツ等の任意の資料も掲載している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室IR・広報部にてIR業務を担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業活動規準」「クラレグループ行動規範」に規定、公表
環境保全活動、CSR活動等の実施	クラレは2003年に社会環境委員会、企業倫理委員会を統合して「CSR委員会」を設置し、グループとしてのCSR推進体制を強化しました。CSR委員会は経営レベルの専門委員会として4つの下部委員会(社会・経済委員会、環境安全委員会、温暖化対策委員会、リスク・コンプライアンス委員会)を設け、全社的な取り組み方針を審議し、重要な方針について経営に提案しています。各委員会を構成する専門職能部署は経営から出される方針に基づきCSRに関する計画を策定し、グループの各組織と連携してそれぞれのテーマに取り組みます。これらCSR活動の実績は「CSRレポート」として毎年公表しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「クラレグループ情報開示ポリシー」、「会社情報開示ガイドライン」に規定

その他

女性の活躍の方針・取り組みに関して

当社では、グローバル人事ポリシーを制定、性別・人種・国籍等一切の差別を撤廃し、多様性を尊重した人事施策を行なう方針の下、女性はもとより外国人、障害者、高齢者の雇用を進めています。（非正規社員からの社員登用も積極的に進めています）。

なかでも女性に関しては、働き続けることが可能な仕組み作りを以前より進め、法規制の水準を上回る育児介護休職制度・同短時間勤務制度の制定に加えて、休業中の独自の金銭的支援も行っております。また、家庭事情による退職者の再雇用制度も制定し、再入社の実績も出ています。

さらに、次世代育成支援対策推進法に定められた社員の育児休職に関する行動計画を、過去3回にわたって達成し、2013年度より新たな行動計画を推進しています。なお、ワークライフバランスを意識した職場運営の下、総実労働時間は1,800時間台半ばで、年次有給休暇取得率は8割弱で推移しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(内部統制の基本的な考え方)

当社グループは、内部統制を整備し運用することが経営上の重要な課題であると認識し、取締役会で以下の「内部統制の整備の基本方針」を決定しています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会が、定款及び取締役会規則その他の社内規定に基づき、クラレグループの経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、取締役及び執行役員の職務の執行を監督する。取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役を選任する。
- (2) 企業経営や企業法務に豊かな経験を持つ社外有識者をメンバーとした経営諮問会議を設け、法令遵守、株主権保護、経営の透明性確保の視点から社長の業務執行に対して助言を行う。
- (3) CSRの視点に立った企業活動の推進のため、経営レベルにCSR委員会並びにその下部組織である社会経済委員会、環境安全委員会及びリスク・コンプライアンス委員会を置く。
- (4) 法令遵守に関する方針をクラレグループ行動規範として定め、クラレグループとしての体系的なコンプライアンス体制の整備・運用を行う。
- (5) クラレグループ内の不正・違法行為及び倫理に反する行為を早期に発見し、自主的な解決を図るため、クラレグループ社員相談室(内部通報制度)を設置する。
- (6) 業務監査室は、内部監査規定に従って、クラレグループ内における業務執行の状況を監査する。
- (7) 金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性を確保するための内部統制システムを整備し、適切に運用する。
- (8) 反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことをクラレグループ行動規範に定め、グループ内で周知徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、その他主要会議の議事録・資料及び稟議書・伺書等の取締役の職務執行に係る記録は、法令及び社内規定に従い適切に保存管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) グループリスク管理規定に基づき、グループ全体の体系的なリスク管理を行う。
- (2) クラレグループの事業活動に関連して重大な危機が発生した場合には、緊急対策本部運営規定に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、対策にあたる。
- (3) 大規模災害等の重大な危機を想定し、事業中断を最小限にとどめるための事業継続計画(BCP)を事業部ごとに策定し、定期的に見直しを行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) クラレグループの経営上の重要事項に関する取締役会への付議や社長の決裁に際しては、経営会議や各種委員会において事前審議を行い、経営の意思決定の迅速化と効率的な業務執行を図る。
- (2) 取締役会が選任した執行役員等にカンパニー、事業部及び主要職能組織の長として事業運営の権限を与え、各組織における業務執行を適正かつ効率的に行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 中期経営計画や年度経営計画に定めるグループ全体の経営方針に沿ってクラレグループ各社の事業運営を行う。クラレグループ各社は、国内グループ企業運営基準及び海外グループ企業運営基準に基づき、重要な事項については当社取締役会又は経営会議への付議・報告を行う。
- (2) 国内グループ企業運営基準及び海外グループ企業運営基準にクラレグループ各社の決裁基準を定め、適正かつ効率的に運営する。また、クラレグループ内の意思疎通を図り一体運営を促進するため、当社社長とクラレグループ各社の社長との連絡会を適宜開催する。
- (3) クラレグループ行動規範に基づき、クラレグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が適切になされる体制とする。また、当社からクラレグループ各社に役員を派遣し、各社の取締役及び使用人の業務執行について監督するとともに、業務監査室が内部監査規定に従って内部監査を実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため監査役スタッフを置く。監査役スタッフは、監査役の指示命令を受けるとし、監査役スタッフの人事・処遇については人事担当取締役と監査役が協議の上決定する。

7. 当社の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会への出席、重要な子会社の社長との連絡会等を通じて当社及びクラレグループ各社の業務執行状況の報告を受ける。
- (2) 業務監査室は、当社及びクラレグループ各社内部監査の状況について定期的に監査役会に報告を行う。
- (3) 当社及びクラレグループ各社の役員は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な問題を発見した場合、速やかに監査役に報告する。また、監査役は、当社及びクラレグループ各社の使用人に対し、これらの事項に関し必要に応じ報告を求めることができる。
- (4) 上記の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いはいしない旨を社内規定に定める。

8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は支払い精算等の請求をしたときは、その内容が特に不合理なものでない限り、遅滞なく支払処理を行う。

9. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

監査役は、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換するため代表取締役と定期的に会合をもち、また、取締役、執行役員及び重要な使用人からヒヤリングを実施する。

(内部統制・リスク管理の整備状況)

・業務の組織的かつ能率的な運営を図ることを目的に、「職制規定」において、当社の組織、業務分掌及び職位、権限に関する基準を定めています。

同規定には、全社組織が分掌する業務内容とその範囲を示した「業務分掌」、各職位の決裁権限を示した「決裁権限基準表」を付しています。また、業務執行上の重要事項を審議する会議体として「経営会議」を設置しているほか、主要な会議体を設置しています。その具体的な運営は「経

営会議運営規則」、「コーポレートレベルの会議運営規則」等に拠っています。

・グループ会社に関しては、国内・海外グループ企業運営基準に基づき、経営企画室経営企画部が統括管理しています。

・会社の財務報告にかかる内部統制を監督・監視するために、業務監査室が金融商品取引法の規定に基づき定期的に内部統制の状況进行评估し、評価結果を取締役に報告しています。

・全社の方針や目標を検討し、経営に提案することを目的としてCSR委員会を設けています。以下の特定の分野に関しては、専門委員会として3つの下部委員会(社会経済委員会、環境安全委員会、リスク・コンプライアンス委員会)を設け、それぞれの分野に特化した対応を進めています。

・CSR委員会において、全社組織から抽出したリスクの中から、経営として対応を進めるべきリスクを選別し、評価、審議を行い、社長よりグループリスク管理基本方針を示達し、リスクマネジメントを推進しています。本社組織に法令遵守、労働災害、保安防災、環境、品質保証、海外事業などの個別リスクを監督する部署や重点リスクを統括管理する部署を設け、さまざまな検証システムを通して、リスク管理状況の確認や改善を行っています。また、長期供給停止リスクを想定し、BCPの構築を進めています。

・万が一、重大な緊急事態が発生したときは、社長が自らを本部長とする「緊急対策本部」を設置し、迅速な対策を実行する体制としています。

・法令等遵守に関する規範として「企業活動規準」を定め、グループ全役員・従業員に周知するとともに社外へ公表しています。さらに、企業利益よりも法令・企業活動規準を優先することを「コンプライアンス宣言」で明言し、「企業活動規準」を具体的に表現した「クラレグループ行動規範」と事例解説を含む「コンプライアンス・ガイドライン」をまとめた「コンプライアンス・ハンドブック」を全従業員に配布、教育しています。法令及び同規準等に反する行為があった場合の内部通報制度として「クラレグループ社員相談室」を設け、公益通報者保護法にもとづく相談者の保護を図りながら、不正・違法な行為や倫理に反する行為の早期把握と対処にあたっています。

・社長に直属した内部監査部門である業務監査室が、グループ各社を含む各組織における業務運営の適法性、妥当性、有効性を監査し、監査結果を内部監査報告会にて社長および関係部署の責任者に報告するとともに、監査役会への説明を行っています。

・財務報告に係る内部統制については業務監査室がグループ全体の内部統制の評価を実施しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

クラレグループは社会との幅広い係わりの中で、すべての企業活動が地球環境・市民社会と調和したものであるための企業行動のあり方を示した「企業活動規準」を定めています。その下位規定である「クラレグループ行動規範」の中で「反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。」としており、「コンプライアンス・ハンドブック」の配付、企業倫理に係る研修などを通じ取締役、従業員がこの行動規範を遵守するよう、周知徹底に努めています。加えて利益供与の禁止や、寄付等の取扱い等についても別途規定を定め、社会との健全な関係を保つようグループ全体で啓蒙活動に努めています。不当要求等有事の際は責任部署である本社総務部に情報を収集、管理する体制が整っており、警察、弁護士等外部専門機関との連携を図りながら、総務部長が不当要求防止責任者として対応します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2015年3月27日開催の当社定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て、2012年6月22日に導入した当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「原プラン」）に替えて、内容を一部変更した当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」）を導入しました。

本プランの内容につき、大量買付ルール（下記1.において定義されます）の迅速な運用が確保されるよう、取締役会が大量買付者（下記1.において定義されます。）に対して情報提供を求める期間の上限を原則として60営業日としたこと、および取締役会が特別委員会の勧告に基づき対抗措置の発動を決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表する旨を明記したことを除き、原プランの内容から実質的な変更はありません。

本プランの概要は以下のとおりです。

1. 当社の基本方針の概要および本プラン導入の目的

昨今、買収対象会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ず、いわば敵対的に、突如として株式の大量買付けを強行する動きが顕在化しています。こうした一方的な株式の大量買付けの中には、

- (i) 株主の皆様に十分な情報が提供されず、株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの
- (ii) 株主の皆様がその条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないもの
- (iii) その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの

等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえません。

当社としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念および企業価値の様々な源泉をなす重要な経営資源を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えています。したがって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

本プランは、このような基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、買付者および買付提案者（併せて、以下「大量買付者」）が当社の株式の大量買付行為（注）を行う場合の手続（以下「大量買付ルール」）を定め、大量買付者に対し、株主の皆様のご判断に必要な情報の提供と、当該大量買付行為の評価・検討等に必要期間の確保を求め、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

2. 本プランの適用開始と有効期間

・本プランの有効期間は、2018年開催予定の当社第137回定時株主総会の終結時までの3年とします。

3. 大量買付ルールの概要

・大量買付者が大量買付行為を行う場合には、その実施に先立ち、大量買付ルールを遵守する旨の誓約その他一定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。

・当社取締役会は、意向表明書を受領後10営業日以内に、大量買付者に対し、提出していただくべき情報を記載したリストを交付します。大量買付者には、これに従い、当社株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「大量買付情報」）を提供していただきます。なお、リストの発送日から60営業日を経過しても大量買付情報が提供されない場合は、大量買付者とのやり取りを打ち切り、当社取締役会による評価・検討等を開始します。ただし、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合または当社取締役会が必要と判断した場合には、30営業日を上限としてこの期間を延長することができるものとします。

・当社取締役会は、大量買付者による大量買付情報の提供が完了したと客観的に合理的に判断する場合には、速やかに、その旨を大量買付者に通知するとともに、株主の皆様に公表します。大量買付者への通知後または所定の期間の経過後、当社取締役会による大量買付行為の条件・方法等の評価・検討等を行うための期間（以下「取締役会評価期間」）として最長60日（対価を現金（円貨）のみとする当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大量買付行為の場合）または最長90日（その他の大量買付行為の場合）の範囲内で合理的に必要な期間を設定します（なお、当社取締役会は、やむを得ない事由がある場合には、一度に限り取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとします。）。大量買付者は、下記4.（1）(iii)記載の株主意思確認総会が招集される場合を除き、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。

・当社取締役会は、取締役会評価期間内において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から大量買付行為の条件・方法等の評価・検討を行い、大量買付行為に関する意見をとりまとめ、その内容を大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に公表します。また、必要に応じて、当該大量買付者との間で大量買付行為の条件・方法について協議・交渉するとともに、株主の皆様に対する代替案の策定等を行います。

4. 大量買付行為がなされる場合の対応方針

(1)対抗措置発動の条件

(i)大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行いまは行おうとする場合

この場合には、具体的な大量買付行為の条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものとします。

(ii)大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合

この場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に対して反対であったとしても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。

但し、当該大量買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することがあります。

(iii)株主意思確認総会を招集する場合

・上記(i)、(ii)および下記5.(2)にかかわらず、当社取締役会は、所定の場合には、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認総会を招集することができるものとします。

- ・当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認総会の決議に従うものとし、ます。
- ・大量買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認総会終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。

(2)対抗措置の内容

当社取締役会は、上記(1)(i)または(ii)において発動することとされる対抗措置として、差別的行使条件および差別的取得条項を定めた新株予約権(以下「本新株予約権」)の無償割当てを行うこととします。

なお、上記の差別的取得条項には、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行う者等が所有する本新株予約権を当社が取得する場合、その対価として現金の交付は行わないことを含みます。

5. 特別委員会の設置および諮問等の手続

(1)特別委員会の設置

大量買付者に対して対抗措置を発動するか否か等について、当社取締役会による判断の合理性および公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置します。特別委員会の委員は3名以上とし、社外取締役及び社外監査役の中から選任されるものとします。

(2)対抗措置発動の手続

- ・当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。
- ・特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。
- ・当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとします。
- ・当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき対抗措置の発動を決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表します。

(注)本プランにおける大量買付行為とは、(1)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、若しくは(2)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為を指します。

なお、本プランの詳細については、2015年2月24日付の別途開示資料をご覧ください。

http://www.kuraray.co.jp/release/2015/pdf/150224_jp.pdf

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 情報開示に係る基本姿勢

当社グループは、企業ミッション「私たちがクラレグループは、独創性の高い技術で産業の新領域を開拓し、自然環境と生活環境の向上に寄与します」の実現に向け、タイムリーで十分な情報開示により社会への説明責任を果たすことを基本姿勢としています。

また情報開示にあたっては、企業活動規程(5項目)のうち「私たちは、社会との対話を図り、健全な関係を保ちます」および「私たちは、営業秘密を含む知的財産を尊重し、情報を適切に管理します」をともに実践し、会社の機密情報の厳格な管理と、社会に開かれた企業グループとしての積極的な情報開示を両立させることを原則としています。

当社はこの基本姿勢を明文化した「クラレグループ情報開示ポリシー」、および情報開示の原則と実務を規定した「会社情報開示ガイドライン」に則り、東京証券取引所の適時開示に関する規則上「開示が求められる会社情報」(以下“重要な会社情報”)の開示を的確に遂行するため、以下の社内体制を整備しています。

2. 会社情報の適時開示体制

(1)情報開示の担当組織

当社グループにおける重要な会社情報に関する開示は、経営企画室IR・広報部が主管部署としてこれを行います。

(2)情報の収集・管理

当社グループの重要な情報(決定事実・発生事実・決算に関する情報)は、各業務執行組織から経営トップおよびそのスタッフである経営企画室長に報告され、また経営トップの判断・決定を要する事項は「経営会議」の議論に付されます。

情報開示を主管する経営企画室IR・広報部は、各業務執行組織・経営企画室経営企画部・本社スタッフ組織等に配置する情報開示管理者を通じ、重要な情報を適時に取得します。

また事故・災害などの緊急事態発生時には、「コーポレート緊急対策本部運営規定」に定められた連絡網を通じ、また緊急対策本部における職務を通じ、その情報を適時に取得します。

(3)情報の開示に関する判定・決定

重要な会社情報に該当する事項は、経営企画室IR・広報部が適時にこれを開示します。重要な会社情報への該否が明らかでない事項は、経営企画室IR・広報部とCSR本部法務部に協議の上、経営企画室IR・広報部長がこれを判定します。

なお、重要な会社情報に該当しない事項であっても、当社グループが社会に対する説明責任を全うする上で必要な事項に関しては、開示について経営会議で議論の上、社長がこれを決定します。また緊急事態発生時には、上記に関わらず、社長または社長の権限を委譲された役員が、経営企画室IR・広報部長と協議の上、開示について決定します。

